

第 1 6 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 20 年 4 月 24 日(木) 13:30 ~
場所 第 2 水産ビル 8 階 B C 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 分野別審議について

(2) 継続審議案件（広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和）
について

○ 参考人意見聴取について

(3) 次回委員会について

(4) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 道民提案検討テーマ別分類一覧表（継続検討分 7 4 件）
資料 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
（「地域再生」 継続検討分）
資料 3 広域中核市制度関係資料

第 16 回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備 考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	副会長 欠席
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	欠 席
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
成 田 一 憲	北海道企画振興部局長
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局次長
志 田 文 毅	北海道企画振興部地域主権局参事
渡 辺 明 彦	北海道企画振興部地域主権局参事

道民提案 検討テーマ別分類一覧表 (継続検討分 74件)

地域再生

大分類	中分類	小分類	細分類	主たる実現手法の例					摘要	考慮すべき事項
				権限 移譲	関与 廃止	規制 緩和	特例 措置	法令 制定 なし		
<「時」関連>										
D	その他	金融市場の活性化	*66 金融自由化(時差)				○		特別法制定(北海道標準時の設定)	道外との関係
D	その他	その他	*92 時差の導入(時差)				○		特別法制定(北海道標準時の設定)	道外との関係
D	その他	その他	93 サマータイムの導入				○		特別法制定(北海道サマータイム時の設定)	道外との関係
I	教育・学校	教育・学校	188 青春時間				○		—	学校以外との関係
<交通関連>										
H	離島振興	特有の負担解消	161 課税の免除				○		課税免除(自動車税・ガソリン税)	
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	165 自家用車の車検延長			○			車検(自家用の延長)	交通安全確保
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	234 一年車検の一部撤廃			○			車検(自家用貨物・営業用の延長)	交通安全確保
H	地域活性化	独自基準の設定	236 道路交通法の特例(高速道路の制限時速)			○			速度規制(一般道制限時速 70km)	交通安全確保
<医療関連>										
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	2 地域での臨床研修義務化【研修医】				○		研修医の地方勤務義務付け	医師の道外流出
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	3 潜在医師・外国人医師の招致【退職医】			○			定年退職年齢見直し	予算確保
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	*3 潜在医師・外国人医師の招致【外国人医】			○			医師国家試験の免除	水準(インフォームド)の確保
A	医療従事者の地域偏在是正	地方への派遣システム	4 期間限定交代制の導入【医師派遣】			○			病院管理者要件に地域勤務の追加	医師の道外流出
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務誘導	7 診療報酬の特例措置【診療報酬】			○			地方勤務の診療報酬加算	道外との関係(全国プール制)
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	8 看護学校の定員増・奨学金拡充【看護師増】				○		—	予算確保、定員割れの実態
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	9 養成施設指定権限移譲等【看護師等養成施設】	○					看護師等養成施設の指定権限	教育水準等の確保
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	206 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等【看護師等養成施設】	○					看護師等養成施設に係る基準設定権限、指定権限	教育水準等の確保
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	12 標準医師数の算定方法緩和【医師配置数】			○			医師配置基準特例の緩和、特例措置の延長	過剰労働、延長は現在も可能
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	13 看護職員の配置基準緩和【看護師配置数】			○			看護職員配置基準の緩和、夜勤制限の緩和	道外との関係(全国プール制)、過剰労働
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	207 病院、診療所の人員及び施設の基準【医療施設】	○					人員・施設基準の設定権限	過剰労働
<福祉関連>										
J	福祉	福祉	194 寄付金の損金処理制度				○		税控除(法人税等の寄付金控除)	
J	福祉	福祉	198 福祉有償運送の規制緩和			○			運送区域(所在市町村以外の市町村)	
J	福祉	福祉	199 介護サービス事業所等の指定	○					事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係(サービス水準)
J	福祉	福祉	242 介護サービス事業所等の指定基準	○					事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係(サービス水準)
<教育関連>										
I	教育・学校	教育・学校	241 研究開発学校の指定	○					研究開発学校の指定権限	道外との関係(転編入学、大学入学)
<食・住関連>										
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	235 移住促進			○			農用地区域除外要件の緩和、農地転用規制の緩和	
H	地域活性化	独自基準の設定	174 水道法			○			塩素消毒規制の緩和	食安全確保
<地方自治関連>										
B	林業の振興	資源の有効活用	37 森林管理の一元化	○					国有林の管理権限	
B	林業の振興	資源の有効活用	209 国有林・道有林の維持管理の一元化	○					国有林の管理権限	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	125 2重、3重行政の解消	○					機能統合	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	131 2重、3重行政の解消	○					機能統合	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	228 1級及び2級河川の維持管理の一元化	○					維持管理権限	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	229 国道、道道の維持管理の一元化	○					維持管理権限	
H	地域活性化	その他	176 都市再生緊急整備地域の指定	○					交付金の配分権限	
C	土地利用一般	土地の有効活用	47 用途制限の緩和			○			用途制限の緩和	
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	51 国の関与の縮小	○					補助採択の国関与の縮小	
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	212 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	○					国の協議・同意の廃止	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	123 政令市等の法定要件緩和			○			人口要件の緩和	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	225 政令市、中核市の要件緩和			○			人口要件の緩和	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	130 負担金制度の廃止			○			事業に係る直轄負担金の負担軽減	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	227 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止			○			維持管理に係る直轄負担金の負担軽減	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	124 道から市町村への権限移譲	○					道から市町村への権限移譲	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	226 道道の管理の特例	○					道から市町村への権限移譲	

産業・雇用

大分類	中分類	小分類	細分類	主たる実現手法の例						摘要	考慮すべき事項
				権限 移譲	関与 廃止	規制 緩和	特例 措置	法令 制定	制約 なし		
<金融関連>											
D	その他	金融市場の活性化	66:金融自由化						○	—	システム整備経費
D	その他	金融市場の活性化	67:新総合金融市場の創設						○	—	システム整備経費
D	その他	その他	92:時差の導入（金融自由化）						○	—	システム整備経費
D	その他	金融市場の活性化	219:北海道為替市場創設						○	—	システム整備経費
D	その他	その他	223:地域通貨の導入等						○	地域通貨の製造・発行の権能	道外との関係（為替）
<貿易・物流・人流関連>											
D	その他	物流・人材移動の活性化	69:自由貿易地域指定						○	新法制定（課税免除、CIQ 業務移管、査証発給特例）	道外との関係（査証）
D	その他	空港の活性化	75:空港の一括管理	○						国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用
D	その他	空港の活性化	221:千歳空港のハブ空港化	○						国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用
<運輸関連>											
D	その他	物流・人材移動の活性化	72:トラックコンテナの国際基準化 【トラック】						○	車両制限（長さなど ISO 規格）	道外との関係（交通）、交通安全確保
D	その他	物流・人材移動の活性化	220:船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入 【トラック】						○	車両制限（長さなど ISO 規格）	道外との関係（交通）、交通安全確保
D	その他	その他	222:路線バスの合理的運行による経営改善 【バス】						○	乗車定員（11 人未満）	
D	その他	タクシー	89:法定 3 ヶ月点検の撤廃 【タクシー】						○	タクシー法定 3 ヶ月点検（廃止）	交通安全確保
D	その他	タクシー	90:需給調整 【タクシー】	○						緊急調整地域の指定権限	
D	その他	自営業者の経営安定化	80:自家用貨物自動車の車検延長 【自家用貨物】						○	車検（自家用貨物の延長）	交通安全確保
D	その他	その他	94:自動車等の潜在需要掘り起こし 【自家用】						○	車検（自家用の 6 ヶ月車検）	道税収入
<観光関連>											
D	観光振興	観光客誘致	54:カジノの振興						○	特例法制定（違法性阻却）	治安、青少年への影響
D	観光振興	観光客誘致	215:(小樽市への)カジノの設置（誘致）						○	特例法制定（違法性阻却）	治安、青少年への影響
D	観光振興	観光客誘致	55:民宿・ファームインの活性化						○	酒造免許基準（年間製造数量）、牛乳製造基準（殺菌基準など）	食安全確保
D	観光振興	観光客誘致	216:酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供						○	牛乳製造基準（殺菌基準など）	食安全確保
D	観光振興	観光客誘致	58:ピザ発給要件の緩和						○	査証発給基準	道外との関係（道内のみ）の滞在確保、治安
D	観光振興	観光業振興	64:自家用車による旅客共同送迎						○	旅客自動車運送事業許可基準（一定の条件下で自家用車）	交通安全確保
D	観光振興	観光業振興	65:有料顧客送迎に係る権限移譲	○						旅客自動車運送事業の許可権限、第 2 種免許廃止	交通安全確保
<地場産業等関連>											
B	農業の振興	農業生産力の向上	25:課税の免除 【農業】						○	課税免除（固定資産税、軽油引取税）、減収補てん	除雪用途区分の判断
B	農業の振興	その他	33:自家用貨物自動車の車検延長 【農業】						○	車検（自家用貨物の延長）	交通安全確保
D	その他	地場産業育成	76:酒造免許付与権限の移譲 【地場産業】	○						酒造免許権限	
D	その他	地場産業育成	79:食品の機能成分表示制度 【食品産業】	○						効能表示基準の設定権限	食安全確保
D	その他	その他	96:不動産短期賃貸借契約の簡便化 【不動産業】						○	重要事項説明（書面手交）	消費者保護
D	その他	その他	98:理容師・美容師の垣根撤廃 【理容業・美容業】						○	理容師の美容業、美容師の理容業	
<バイオエネルギー関連>											
B	農業の振興	遊休地の活用	30:遊休農地を活用した燃料生産						○	課税免除（ガソリン税）	
F	環境保全	バイオ燃料	108:バイオ燃料の普及促進						○	課税免除（ガソリン税）	
F	環境保全	バイオ燃料	109:バイオ軽油の非課税化						○	課税免除（軽油引取税）、減収補てん	
F	環境保全	バイオ燃料	110:遊休農地を活用した燃料生産						○	課税免除（ガソリン税）	
F	環境保全	バイオ燃料	224:バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税						○	新法制定（国税・地方税の投資減税、減収補てん）	
<外国人雇用関連>											
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	10:外国人人材受入れの促進 【看護師】						○	看護師試験の免除	水準の確保、国で取組中
D	その他	IT 産業振興	87:中国人短期滞在ビザ免除 【IT 技術者】						○	短期滞在査証の免除	道外との関係（道内のみ）の滞在確保

大分類 A: 地域医療対策 B: 農林水産業の振興 C: 土地利用規制 D: 経済振興対策 E: 雇用対策 F: 環境保全
G: 子育て支援 H: 地域振興対策 I: 教育・学校 J: 福祉 Z: その他

地域再生

【継続検討分】 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

<「時」関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
(大分類：D 経済振興対策 — 中分類：その他)										
金融市場の活性化	66 金融自由化	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2	<p>(時差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。 <p>-----</p> <p>(金融自由化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。 	<p>(時差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例法の制定 <p>-----</p> <p>(金融自由化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特段の法令等の支障なし 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム整備などに経費がかかる。 		<p>経）</p> <p>商工金融課 地域主権局参事</p>	3048D 3049D
その他	92 時差の導入	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1	<p>(時差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。 <p>-----</p> <p>(金融自由化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。 	<p>(時差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例法の制定 <p>-----</p> <p>(金融自由化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特段の法令等の支障なし 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム整備に経費がかかる。 夏はともかく冬季において道民理解が得られるか。 		<p>企）</p> <p>地域主権局参事 経） 商工金融課</p>	3048D* 3049D* 3073D
その他	93 サマータイムの導入	サマータイムの本格実施を行う。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 関連する法令としては、期間・期限・時間・時刻を定めた法令等（民法、商法、刑法など） H16～18に、札幌商工会議所が中心となり「北海道サマータイム実証実験」実施 (H18は、道央地域を中心に約700団体、12市町村が参加。道外時差の課題が大きいなどの理由により延長せず)。 H19に、同会議所会員など約30団体・1市町村で自主実施したほか、道では、エコ・サマータイム実践PR事業を実施。 こうした実験などを実施してきたが、現状においては、道民意識の盛り上がりまでには至っていない。 国においては、全国一律実施のサマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）について検討することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例法の制定 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の地理的特性である夏季の日照時間の長さや涼しさを活用した北海道らしいライフスタイル構築の可能性。 サマータイム導入に伴う時間の使い方によっては、観光等の面で経済波及効果を期待する見方もある。また、逆に道民の理解と協力のもと、消灯時間の繰上げ等がなされる場合には省エネ効果も期待。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道民の生活面への影響として、道民のくらし、健康面での影響、道外の取引先との連絡調整のための終業時刻の延長などによる労働強化の可能性など。 北海道時と日本標準時の取扱について、時刻表示を変更せず道民に読替えをお願いする場合は混乱発生が懸念される。また、時刻表示を変更する場合は案内や時刻表などの変更コストが発生するほか、道外取引先との時刻の取扱いに関する調整が必要となり、システムで解決を図るとすると、コストの発生が懸念される。 メリットで掲げている経済波及効果への期待は、省エネ面から見るとデメリットとなることに留意が必要。 		<p>知）</p> <p>知事政策部参事</p>	1038D 3045D

< 「時」関連 (つづき) >

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
(大分類：I 教育・学校 — 中分類：教育・学校)										
教育・学 校	188 青春時間	学校の夏期の登校時間を1 時間繰り上げ、放課後を有 効活用する。	1	1	(道立高校) ・ 道立高校の授業終始の時刻は、北海道立高等学校学則におい て、校長が定めることとなっており、交通機関の運行状況等を 考慮し、設定されている。 ・ 道立学校職員の勤務時間の割振りは、北海道立学校管理規則 において、校長が定めることとなっている。 (私立高校) ・ 私立高校の授業終始の時刻については、「私立高等学校の学則 の標準例」を踏まえ、学校毎に校長が定めることとなっている。	(特段の法令等の支障な し) ※ 現行制度で対応可能	【メリット】 ・ 授業終了が1時間早まることから、夕 方の明るい時間を余暇やボランティア活 動などに有効活用が可能となったり、放 課後の部活動可能時間が増加することが 期待される。 【デメリット】 ・ 学校のみで導入した場合、登校時間を 1時間繰り上げることにより、交通機関 の運行状況によっては通学が困難となる 生徒が発生する。また、一般企業に比 べ、登校時間が早いことから、朝食準備 などの保護者の負担が増加することが懸 念される。 ・ 想定される課題として、朝食をとらず に登校する生徒や遅刻の増加のほか、日 課表の変更（午前と午後との授業時数の バランス）や生徒の生活時間帯の変化に 伴う心身への影響が懸念される。		教) 高校教 育課、 教職員 課 (知 事政 策部参 事	10871

＜交通関連＞

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
(大分類：H 地域振興対策 — 中分類：離島振興)										
特有の負担解消	161 課税の免除	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2	<p>(複数自動車)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法により、自動車税は、自動車に対し、その所有者に課税(§145)。 自動車税は、自動車という財産に課税となる財産課税としての性格や、道路損傷負担金としての性格を有することから、基本的にすべての自動車に課税。 複数自動車の所有者数は未確認 <p>(揮発油税)</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島振興法では、国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずることとされている(§19)。 近年、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が本土に比べ高騰している状況が続いており、離島住民の生活に影響を及ぼしている。 	<p>(複数自動車)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法の改正 北海道税条例第63条の課税免除対象を改正 <p>(揮発油税)</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島振興法の一部改正(揮発油税の軽減に係る条項追加など) 	<p>(複数自動車)</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の自動車を有する離島住民の税負担が軽減。 普通自動車を本土と離島に所有する島民の経済的負担が軽減。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島住民以外の者でやむを得ず複数の自動車を所有する者との税負担の公平性が損なわれる。 道税収入(自動車税)の減少 離島振興地域以外の過疎地域等との整合性 軽自動車税との整合性 <p>(揮発油税)</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン小売価格の安定による島民の経済的負担が軽減 自動車用ガソリン以外で揮発油税の課税対象となる工業ガソリンや灯油、ナフサ等の減免による石油化学製品等への影響 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税の減収(道路特定財源の減収) 		総) 税務課 企) 地域づくり支援室	2001H 2002H
(大分類：H 地域振興対策 — 中分類：地域活性化)										
道民に対する優遇措置	165 自家用車の車検期間延長	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法により、自家用車の車検期間については、新規登録後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている(§61、§62)。 自動車検査登録の役割は、①民事登録(所有権の公証等)、②行政登録(自動車の保有実態把握等)、③保安基準への適合(構造・装置の定期的チェック等)、④安全確保、公害防止の担保。 道路運送車両法により、自動車の保守管理責任者はユーザーとなっている(§47)。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法の改正(自動車検査証の有効期間を3年とする) 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録に係るユーザーの時間的負担の軽減(検査に要する費用については、直ちに低廉になるとは言えない)。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備不良車両のチェック機会が減少することによる、道路交通における危険性の増大、公害原因の増加。 		企) 地域主権局 参事	1068H
	234 一年車検の一部撤廃	まずは最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 「自動車検査登録制度」とは、自動車の安全確保と公害防止を図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。 道路運送車両法 §61・§62により、 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自家用貨物自動車：初回は2年後、以降1年毎 ◇ 営業用自動車(緑ナンバー車)：1年毎 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車検費用、手続きの軽減 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の安全性・信頼性に対する懸念 		企) 交通企画課	1203H
独自基準の設定	236 道路交通法の特例(高速道路の制限時速)	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。 交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能である。 自動車専用道路については、高速道路以外の法定速度60km毎時を超える速度を指定している区間もある。 		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動時間が短縮される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障をきたす。 		警) 交通企画課	3201H

<医療関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
(大分類：A 地域医療対策 — 中分類：医療従事者の地域偏在是正)										
地方勤務 医確保	2 地域での臨床 研修義務化	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1	<ul style="list-style-type: none"> 研修医の多くが都市部の臨床研修病院で研修を受ける傾向にある。 医師の多くが都市部で勤務する傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修医、病院等の管理者となる医師の地方勤務の義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> 【デメリット】 道州制特区を活用して、地方勤務を義務付けた場合、道外への医師の流出を招く恐れがある。 地方病院が研修指定病院と指定されるための体制整備。 研修医が診療に対する不安が懸念される。 		(保) 地域医 師確保 推進室	2006A* 2015A
	3 潜在医師・外国 人医師の招致	第一線を退こうと考えている医師の招致や、外国人医師の医師国家試験を免除する。	4	3	<ul style="list-style-type: none"> ① 潜在医師 北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の医師確保の取組を行っている。(熟練ドクターバンク) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 潜在医師 定年退職年齢の見直し 医師確保対策の強化(道予算事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 潜在医師 【メリット】 定年退職年齢を見直すことにより、市町村職員として常勤医師としての勤務が可能 		(保) 地域医 師確保 推進室 参事、 医務薬 務課	1002A 2006A* 3028A 3069A
					<ul style="list-style-type: none"> ② 外国人医師 外国人医師は医師免許を取得し、日本国内で医療を提供している。 臨床修練制度を受けた外国人医師の受入れ自体は現行法令で対応可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 外国人医師 現行法令で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ② 外国人医師 【メリット】 臨床修練制度を受けた外国人医師が日本の医師免許を取得すれば、医師確保が図られ、医療水準を保つことができる。 【デメリット】 現行の臨床修練制度は、外国人が日本の医療技術を修得し、自国の医療水準を高めることを目的としており、直接日本の医師確保につながらない。 外国の医師免許を有する外国人医師では、言葉の違いで十分なインフォームドを行えず、患者が十分に満足できる体制を確保できないと考えられる。 			
地方への 派遣シス テム	4 期間限定交代 制の導入	過疎地に期間限定交代制で医師を派遣する。	2	1	<ul style="list-style-type: none"> 医師確保対策として、全国知事会と連携し、病院や診療所の管理者となる要件に地域での勤務を加えることを要望している。 		<ul style="list-style-type: none"> 【デメリット】 道州制特区を活用して病院の管理者となる要件にへき地勤務等を付加することについては、道外への医師の流出を招くおそれがある。 		(保) 医療政 策課	1043A 2006A*
地方勤務 誘導	7 診療報酬の特 例措置	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。 また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金(保険料、国庫負担・補助)によって賄われている。 		<ul style="list-style-type: none"> 【デメリット】 一部の診療報酬を引き上げ、これに見合う診療報酬の引き下げが可能となるかが不明。 北海道だけ医療費が増加し、保険料を高くせざるを得なくなり、結果的に全国一律の保険料に格差が生じることとなる。 北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。 		(保) 国民健 康保険 課	2006A* 3061A
看護職員 確保	8 看護学校の定 員増・奨学金 拡充	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3	<ul style="list-style-type: none"> 18年4月の診療報酬改定により、看護師配置数による報酬単価の差が拡大したことにより、地方や中・小規模病院では看護師確保が困難な状況となっている。 道では、養成確保、就業促進、就業定着、質の向上の4つを柱とした確保対策を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道予算事業として検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 地域への看護職員の就業が促進され、看護師不足が緩和する可能性がある。 【デメリット】 少子化に伴う学生数の減や、高学歴志向などにより、既に定員割れの学校もあり、定員の増が直ちに養成数の増にならない可能性がある。 	(H18の主 な看護師 確保対 策)	(保) 医療政 策課	2019A 2027A 2031A

<医療関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
看護職員 確保	9 養成施設指定 権限移譲等	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1	<p>① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の設置には厚生労働大臣の指定と専修学校の知事認可を要するが、この関連を明文化した規定がなく、申請書類も個別であるため、設置者にとって煩雑で判りづらい手続きとなっている。 指定申請に際し、明文化された基準以上のレベルを国から求められることが多く、申請者や経由機関である道にとっても判りづらい内容となっている。 設置主体の制限については、法令上の規定はないが、指導要領で「営利を目的としない法人」が原則とされている。 <p>② 臨床検査技師</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師の就業数は、ここ数年安定した状態で推移。これまでの立入検査でも法律で定める臨床検査技師等の員数不足は見られない。 <p>③ 理容師、美容師</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成施設の指定権限は厚生労働大臣にあるが、指定に必要な調査に関する事務は、都道府県が処理することとされている。 	<p>① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度改正を国に要望（簡素で判りやすい手続きに） <p>② 臨床検査技師</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師等に関する法律改正 <p>③ 理容師、美容師</p> <ul style="list-style-type: none"> 理（美）容師法の改正 	<p>① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 養成施設の設置が促進され、養成定員を拡大できる可能性がある。 【デメリット】 教育水準の低下や学習環境の悪化を招く可能性がある。 医療従事者の水準に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりがかねない。 <p>② 臨床検査技師</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 地域の実情に応じた養成施設の設置が可能となるほか、事務手続の簡素化が図れる。 指定基準、設置基準の緩和により地域における衛生検査所の設置が容易となり新規参入も可能となる 【デメリット】 新規参入等により養成施設が増え、結果、養成施設の経営が難しくなるほか、募集学生のレベル低下が懸念される。 <p>③ 理容師、美容師</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 養成施設の指導監督を一元的に実施することで、より効率的で、適切な事業実施が図られる。 【デメリット】 養成施設の教育環境等に地域間格差が生じる可能性がある。 	<p>① 保健師等</p> <p>現時点において、地域実態に応じた指定に支障を来した例はない。</p> <p>③ 理容師等</p> <p>理（美）容師養成施設の指定権限については、第1次提案において、厚生労働省が移譲困難としている。</p>	(保) 医療政策課、健康推進課、医務薬務課、食品衛生課	1008A
	206 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 保健師助産師看護師法 §19・§20・§21等により、施設基準の設定、施設の指定のいずれも国が行っている 具体的には、施設基準については保健師助産師看護師学校養成所指定規則、施設の指定については同法施行令などにより規定されている。 なお、施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師助産師看護師法及び関係法令の改正 指定調査等のための経費 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 施設基準の設定（緩和）によって経営的な安定が図られる。 指定手続きが道に一元化され、設置者の負担が軽減される。（現行では養成所指定とは別に、知事が専修学校としての認可を所管） 【デメリット】 独自に基準を緩和した場合、看護師の質の低下や、教育内容などによっては、他県の学生より受験が不利になる可能性がある。 		(保) 医療政策課	1226A

<医療関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
地方の実態に即した医療従事者の配置	12 標準医師数の算定方法緩和	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9	<ul style="list-style-type: none"> 病床の種別による医師配置数は、医療法により定められている。 医師配置基準の特例許可については、3年度の許可終了後についても、要件が合致した場合には、再度許可を取得することは可能であり、病床種別の変更の際は、従来から、医師配置基準の特例許可後の医師配置標準数で審査を行っている。 		【メリット】 ・ 医療機関の経営負担が軽減できる。 【デメリット】 ・ 医療の質や安全性の低下とともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の定着が難しくなると考えられる。		保) 医務薬務課、国民健康保険課	2018A 2020A 2022A 2025A 2026A 2028A 2030A 2032A 3036A
	13 看護職員の配置基準緩和	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年の診療報酬改定で、入院基本料を算定する場合、看護職員の夜間複数勤務体制及び月平均夜勤時間数が72時間以下であることが必須条件となった。 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。 また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。 		【デメリット】 ・ 看護職員の労働条件の悪化 ・ 医療の質の低下（転倒、転落等の療養上の世話などを含めた医療事故の発生率の増加が懸念される） ・ 北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。		保) 国民健康保険課	2019A* 2021A 2023A 2024A 2027A* 2029A 2031A* 2033A
	207 病院、診療所の人員及び施設の基準	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 医療法 § 21等に基づき、病床の種別により医師の配置数等が決まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法等関係法規等の改正 	【メリット】 ・ 医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。 【デメリット】 ・ 医療の質や安全性が低下するとともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保や定着が難しくなると考えられる。		保) 医務薬務課	1225A

<福祉関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
(大分類：J 福祉 — 中分類：福祉)										
福祉	194 寄付金の損金 処理制度	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄付をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除等の特例（一般の寄附金の損金算入限度額とは別に当該損金算入）の適用（§46-2、租税特別措置法§66-11-2）。 道における認証数1306団体（H19.6）のうち認定NPO法人は2団体。 		<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 企業等からNPO法人への寄附が増えれば、NPO法人の活動の促進につながる。 		企） 地域主 権局参 事	1066J
	198 福祉有償運送 の規制緩和	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域（所在市町村）にあることを要するという規制の緩和。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、一定の場合を除き、自家用自動車を有償で運送の用に供してはならず（§78）、自家用有償旅客運送を行う場合には国土交通大臣の登録（§79）が必要。 登録にあたっては、運送の区域など国土交通大臣省令で定める事項を申請（§79-2）しなければならない、運送の区域に関しては、運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とし、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外であってはならないとされている（規則§51-4）。 福祉有償運送（同法規則§49Ⅲ）とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能としたもの。 運営協議会とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な福祉有償運送等に関する協議を行うため、市町村長や知事が主宰する協議会（同法規則§51-7）。 		<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 広域分散型の北海道においては、市町村単位を越えた広域的な取組により、通院・リハビリなど住民の安全・安心な暮らしを守ることができる。 【デメリット】 運営協議会が地方公共団体の主宰とされているのは、福祉有償運送を行うとする者及び利用者の実態を把握しているのが地方公共団体であるためであり、発地又は着地でない市町村が主宰する運営協議会に輸送の必要性や安全性の判断をゆだねることは適当ではない。 		保） 福祉援 護課	3099J
	199 介護サービス 事業所等の指 定	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法により、訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定については、全国一律の要件（厚生労働省令）により知事が行っており、指定要件に関する知事の裁量権はない（§70①、86①など）。 事業所の指定について、指定要件を満たしている場合は、地場業者であるか否かにかかわらず、指定を受けることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の改正（指定要件を都道府県知事が定められるよう） 	<ul style="list-style-type: none"> 【デメリット】 住民が事業所を選ぶ際の選択肢が少なくなる可能性がある。 必要なサービスの提供が困難となる地域が生じる可能性がある。 競争原理が働かなくなり、サービスの質の向上が図られない可能性がある。 		保） 介護保 険課	3105J
	242 介護サービス 事業所等の指 定基準	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定要件を都道府県知事が定められるよう法改正が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 医療従事者などの人材の確保が困難な地域に配慮した指定基準が設定できる。 【デメリット】 指定基準の緩和（独自報酬の設定）により、全国共通の介護報酬請求システムが活用不可となるため、道独自で新たな請求システムの開発が必要となり、これら費用を負担することとなる市町村・事業者などの理解が必要となる。 施設系サービスなどについては職員配置の緩和による医療精度や処遇上の低下等を招かないための対応が必要となる。 介護サービス及び障害者福祉サービスは、国が定める基準告示によってサービス提供に要する費用の額が設定されており、利用に際し、その1割を利用者が負担することとなっている。従って、国の指定基準に定める職員配置を行っている施設と緩和された職員配置となっている施設であっても同一の利用者負担となることから、利用者から見た場合の不公平感を解消する必要がある。 		保） 介護保 険課	1227J

<教育関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
(大分類：I 教育・学校 — 中分類：教育・学校)										
教育・学 校	241 研究開発学校の 指定	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の教育制度は、国が学習指導要領などにより教育課程の最低の基準を設定し、都道府県や市町村が、この基準を満たした上で弾力的な運用を行いながら、地域や児童生徒の実情等に応じた特色ある教育を実践している。 研究開発学校は、国が将来の学習指導要領の改訂に資するよう指定を行っているものである（H13.1.6文科大臣裁定「教育研究開発実施要項」）。 学習指導要領については、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の基準を超えた教育活動を行うことは学校の設置者の判断により十分可能なものとなっている。 研究開発学校の指定状況は、全国57件うち道内1件（H19年度）。 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、H20年度を目途に全国展開予定である。 (課題・問題点) 研究開発学校の指定権限を知事に移譲することは、教育課程の基準を編成する権限を都道府県に移譲することと同様の意味を持つものであり、日本の教育制度の根幹に関わる問題である。 また、教育課程の基準を道単独で変更するとした場合、道外の小中学校・高等学校との転編入学や大学との接続等に大きな影響を及ぼすこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法施行規則に基づく研究開発学校の指定について、道内の学校は、道知事の指定も可能とする 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国による全国一律の判断ではなく、北海道の地域特性等に応じて、道独自の判断により指定することが可能となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発学校指定の権限移譲により、教育課程の基準を道単独で変更することとなった場合、道外の小中学校・高等学校との転編入学や大学との接続等において、支障の生じることが懸念される。 学習指導要領において定められている教育内容(必修教科・科目)は、すべての子どもに確実に定着させる必要があるが、研究開発によって、その内容が変更されることなどにより、教育水準の維持・向上が保てなくなることが懸念される。 	<p>教)</p> <p>教育政 策課 高校教 育課 義務教 育課 地域支 援教育 課 学校安 全・健 康課 新しい 高校づ くり推 進室参 事</p>	12221	

<食・住関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
(大分類：H 地域振興対策 — 中分類：地域活性化)										
道民に対する優遇措置	235 移住促進	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）では、耕作放棄の事実をもって除外することは困難。 農地法では、農業以外での農地の権利移動を原則として排除しているが、農地転用許可制度により一定の要件を満たした場合には農地の他用途利用が認められている。 農業者以外の者が農用区域内への移住を希望する場合には農振の除外が必要であるが、市町村が次の計画等を定めることにより可能。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の農業の振興に関する計画（農振法施行規則 § 4-4-27） ◇ 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針（優良田園住宅の建設の促進に関する法律 § 3） 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域からの除外要件及び転用規制の緩和 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内からの除外要件や農地転用規制を緩和することにより、耕作放棄地（農地）の他用途への利用が容易になる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が農用地の土地利用に関する長期的なビジョンのない中で除外要件などを緩和した場合、優良農地の虫食いの利用や農地の分散が懸念される。 		企 まちづくり支援室 （農地調整課）	1201H
独自基準の設定	174 水道法	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 水道法により、水道事業者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない（§22）、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するよう塩素消毒をすることとされている（同法施行規則 § 17）。 名水百選は昭和60年3月に環境庁において、国民の水質保全への認識を深め、良質な水環境を積極的に保護することを目的として選定されたもので、飲用に適していることを保証するものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道法及び水道法施行規則の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水から塩素臭がなくなる。 トリハロメタン等の塩素消毒副生成物の生成がなくなる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道の水質が飲用に適合していても、送水、配水等の過程において病原性微生物汚染等の可能性があり、汚染された場合の健康被害拡大が懸念される。 		環 環境保全課	3057H

<地方自治関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
(大分類：B 農林水産業の振興 — 中分類：林業の振興)										
資源の有効活用	37 森林管理の一元化	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効活用を図る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 国有林は、農林水産省設置法§4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理（国有財産法§5）しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。 民有林の管理は、各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場。 道州制特区計画の連携・推進事業により、国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進している。 国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討するとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の管理権限を知事に移譲 必要な財源及び人員の措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隔々まで行き届かないおそれがある。 施業の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となるおそれがある。 		水) 総務課	3004B
	209 国有林・道有林の維持管理の一元化	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 国有林は、農林水産省設置法§4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理（国有財産法§5）しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。 民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場である。 国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいるところ。 国は国有林管理の一部の独立行政法人化をH21年度までに検討することとしたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の管理権限を知事に移譲 必要な財源及び人員の措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隔々まで行き届かない恐れ。 		水) 総務課	1219B
(大分類：H 地域振興対策 — 中分類：地方自治の強化)										
基礎自治体の強化	125 2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。 H18.4.12政府・与党合意 ※ 3桁国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革（支庁の整理統合を含む）の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の地方支分部局との機能等統合の検討 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の实情に応じた業務の提供を推進できる。 類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる 窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。 		企) 地域主権局参事	3006H
役割分担の明確化	131 2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)		企) 地域主権局参事	3006H
	228 1級及び2級河川の維持管理の一元化	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 河川法により、1級河川の指定区間外区間は国（§9）が、1級河川の指定区間及び2級河川は北海道（§10）が、それぞれ管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の改正 交付税措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な財源について、指定区間外区間のみには用途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、運用の裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。 河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。 		建) 河川課	1220H

<地方自治関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
	229 国道、道道の維持管理の一元化	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路法 §13により、国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路法の改正 交付税措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一元管理することにより、一層の地域防災への向上が期待される。 一体的に実施することによる維持管理作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財源について、国道のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。 サービスレベルに差異のある道路を一元化の維持管理をしても、作業の効率化が図れない場合もある 		建) 道路課	1221H
（大分類：H 地域振興対策 ― 中分類：地域活性化）										
その他	176 都市再生緊急整備地域の指定	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 与党3党の「緊急経済対策」（H13.3.9）をきっかけに、21世紀型プロジェクトを積極的に推進するため、政府の「緊急経済対策」（H13.4.6）において、都市再生本部を内閣に設置し、直属の事務局が置かれた。 H14.6月施行された都市再生特別措置法に基づき「都市再生基本方針」（H14.7月）が閣議決定された。 				企) 計画室 参事建) 都市計画課	3043H
					<p>①都市再生緊急整備地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生緊急整備地域の指定については、法 §2③に基づき、政令により国（内閣府：都市再生本部）が行うこととされており、地方公共団体の申し出により、都市再生本部会議において決定される。 申し出に関する具体的な手続き規定はないが、本部への事前相談の目的は、本部会議の2ヶ月前であり、道内では、平成14年10月の第2次指定で、札幌市の2地域が指定を受けた以後、指定に向けた申し出を行った地域はない。 	<p>①都市再生緊急整備地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 法 §4に規定する都市再生本部による政令の立案権限を知事に移譲する。 法 §20等で定める民間都市再生事業計画の国土交通大臣による認定権限を知事に移譲する。 	<p>①都市再生緊急整備地域</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年は具体的な事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではないため、メリット・デメリットの判断が難しい。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の経済の牽引役となる大都市圏が国際的に見て地盤沈下しているが、これを豊かで快適な、かつ経済活力に満ちあふれた都市に再生するためには、国家プロジェクトとして官民、国・地方一体となった取組みが必要。 			
					<p>②都市再生整備地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 法 §46に基づき市町村が都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に実施すべき地域において、都市再生基本方針に基づき都市再生整備計画を作成した場合、法 §47②に基づき、国は国土交通省令で定めるところにより交付金を交付することができる。 H16予算において、市町村が実施する中心市街地等の「まちづくり事業」に対する従前の統合補助金を、市町村の自主性・裁量性を尊重する観点から見直し、「まちづくり交付金」（⑩1,330億円→⑩2,430億円）が創設 	<p>②都市再生整備地域</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり交付金の枠配分と配分権限の移譲 	<p>②都市再生整備地域</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内においては、これまでも市町村の事業要望に対し100%交付金の要望額が措置され、配分されている状況にあり、市町村にとって現状において不都合はなく、今以上のメリットをアピールしていくことは難しいと考えている。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国予算は変更されないが、仮に北海道だけ一括配分を受けて自由に執行することとなると、都道府県間の利害関係に影響を与えるため、国民の理解が得られるかどうか難しいと考える。 			

<地方自治関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
(大分類：C 土地利用規制 ー 中分類：土地利用一般)										
土地の有効活用	4 7 用途制限の緩和	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街地調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2	<p>① 都市計画法 <用途地域 §9> ・ 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、主に住居系・商業系・工業系に分かれた12種類の用途地域が定められている。</p> <p><市街化調整区域 §7> ・ 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めることができる（§7①）。なお、大都市（道内は札幌圏）に係る都市計画区域については区域区分を定める（§7①ただし書）</p> ・ 市街化区域と市街化調整区域の区分によるまちづくりを行ってきた、道内10都市計画区域については、この制度が計画的な市街地の形成や周辺部の自然環境の保全、効率的な都市基盤整備に大きく寄与してきた。	<p>① 都市計画法 <用途地域> ・ 都市計画法 §9に基づく用途地域に適合する、建築用途の拡大を図る。</p> <p><市街化調整区域> ・ 札幌圏都市計画区域は、都市計画法 §7①ただし書で、区域区分を定めるものとされており、§7①Ⅱ等の改正が必要。</p> ・ その他の区域については、§7①が必要があるときに定めるものとしており、都市計画の変更で対応可能。	<p>① 都市計画法 <用途地域> 【メリット】 ・ 用途地域に適合する建物用途が拡大することで、未利用地の活用が図られる。</p> <p>【デメリット】 ・ 用途地域内の建物用途が混在することで、都市環境の悪化を招き、機能的な都市活動が阻害される。</p> <p><市街化調整区域> 【デメリット】 ・ 市街地の無秩序な拡大により、計画的な公共施設の整備が出来なくなり、都市環境が悪化する。</p> ・ 不経済な公共投資が発生する。 ・ 市街地周辺の優良農地や自然環境の保全を図ることができなくなる。	<p>建) 都市計画課 農) 農地調整課 水) 治山課 環) 自然環境課</p>	3005C 3010C	
			<p>② 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 農振法に基づく土地利用規制は、一定の地域を知事が農業振興地域に指定（§6①）し、当該指定地域の中で、市町村が今後農用地として利用する予定の区域を農用地区域に定めその用途区分を設けるものであり、何らかの用途で使われる土地である。</p> ・ 平成17年の農林業センサスによる本道の耕作放棄地面積は約2万haであり、これらの農地について、市町村は将来とも農業目的で使う農地と他用途利用が望ましい土地とに区分し適正な利用を図ることとされている。	<p>② 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 農振法 §8④に規定する知事同意の廃止（特区提案には該当しない）</p> ・ 農地法 §4及び §5に係る転用許可基準の緩和	<p>② 農業振興地域の整備に関する法律 【メリット】 ・ 多様な土地利用が可能となる。</p> <p>【デメリット】 ・ 無秩序な土地利用の進展が懸念される。</p>					
			<p>③ 森林法 <保安林に指定されている民有林> ・ 保安林に指定（§25大臣、§25-2知事）されている民有林は、伐採を制限（§34 知事許可）されているほか、森林以外の目的への土地転用は原則禁止。</p> ・ 保安林の指定及び解除は、農林水産大臣（§25、26）又は知事（§25-2、26-2）の権限。 <p><保安林以外の民有林> ・ 地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸法に規定する海岸保全区域内の森林を除く）においては、1haを超える開発行為（森林法施行令 §2-3）は、知事（又は知事権限の移譲を受けている市町村長）の許可を要する（§10-2）。</p>	<p>③ 森林法 <保安林に指定されている民有林> ・ 「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（H12.4.27 農林水産事務次官通知）」において、保安林の解除要件、伐採の許可要件及び土地の形質の変更等の許可要件を緩和</p> <p><保安林以外の民有林> ・ 森林法施行令 §2-3を改正（許可を要する開発行為の規模要件を緩和）</p>	<p>③ 森林法 【メリット】 ・ 土地の有効活用が図られる。</p> <p>【デメリット】 ・ 国土保全や水源かん養等の重要な公益的機能を持つ保安林等の森林が減少する。</p>					
			<p>④ 自然公園法 ・ 自然公園区域内では、自然公園の風致景観を保護する観点から風致景観上好ましくない行為を規制しているが、土地の利用用途を規制するものではない。</p> ・ 特別地域内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可（自然公園法 §13③）、特別保護地区内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可（自然公園法 §14③）が必要。	<p>④ 自然公園法 ・ 公園区域の解除、規制の緩和</p>	<p>④ 自然公園法 【デメリット】 ・ これまで良好に保全されてきた自然環境が改変され、自然公園としての資質低下を招くおそれがある。</p>					

<地方自治関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
地方裁量 範囲の拡大	51 国の関与の縮小	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	2	① 漁港利用計画 ・ 用地の利用計画の変更については、漁業情勢の変化や漁港の整備、機能施設等の整備に伴い漁港施設用地を適正に利用するため見直しされるものであり、これまでも速やかな変更協議、事務処理に努めてきているが、個別の内容により変更の際し時間を要する事案も見られている。 ② 都市計画事業 ・ 都市計画事業については、市町村が主体的に事業推進を図ることとなっており、補助採択要件等については、統合補助金・交付金の運用改善等により、既に地方公共団体が地域の実情や事業展開に応じて、より機動的かつ柔軟に事業を実施できるよう措置されている。	① 漁港利用計画 (特段の法令等の支障なし) ② 都市計画事業 ・ 関係法令の改正 (道路法、土地区画整理法、都市再生特別措置法、まちづくり交付金交付要綱、都市公園法、下水道法、都市計画事業に関わる補助関連(特に区画整理・都市計画道路・都市計画公園・下水道・再開発)の採択基準要綱)	① 漁港利用計画 【メリット】 ・ 個別の内容によっては、水産庁において事務決裁に要する時間分、事務処理が短縮されることが考えられる。 【デメリット】 ・ 現在、水産庁が行っている海岸や河川、国有財産などにかかる他省庁との協議を直接、道が行う必要があるため、逆に協議に時間を要する場合もあることが考えられる。 ② 都市計画事業 【メリット】 ・ (財源等に関して) わずかな自主財源で大きな事業が施行可能となる。 【デメリット】 ・ 市町村の実情に応じた財源配分をした場合、市町村間において不公平感を生じる可能性がある。		水) 漁港漁村課 都市計画課、都市環境課	2004C 2007C
	212 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	土地利用の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1	1	① 国土利用計画法 ・ 国土利用計画法では、都道府県は五地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)と土地利用調整等に関する事項について定めた土地利用基本計画を策定することとされているが、その策定・変更に当たっては国との協議・同意を得なければならない。 ② 自然環境保全法 ・ 都道府県自然環境保全地域の特別地区等の指定又は拡張をしようとする場合は、環境大臣への協議が必要とされているが、道では自然環境等保全地域指定事務要領に基づき、国の出先機関に事前協議を行っている。 ③ 自然公園法 ・ 国定公園の特別地域等の指定又は拡張をしようとする場合は、関係行政機関の長への協議が必要とされているが、環境省からの技術的助言(環境省自然環境局長通知)に基づき、国の関係地方行政機関に協議を行ったうえで、自然公園法§55に基づき、関係大臣への協議を行っている。	① 国土利用計画法 ・ 国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の一括廃止 ② 自然環境保全法 ・ 都道府県から環境大臣への協議の廃止 ③ 自然公園法 ・ 都道府県から関係行政機関の長(大臣)への協議の廃止。	① 国土利用計画法 【メリット】 ・ 土地利用基本計画の策定・変更に係る事務処理期間の短縮 【デメリット】 ・ 国土利用計画法に係る国の関与の廃止が先行し、国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の廃止ができなければ、土地利用基本計画の策定・変更にあたって国土交通大臣が行っている関係行政機関の長との協議を、国土交通大臣に代わって都道府県が調整をしなければならないなど、事務の煩雑化・非効率化が危惧される。 ② 自然環境保全法 【メリット】 ・ 指定事務の効率化が図られる ③ 自然公園法 【メリット】 ・ 指定事務処理の迅速化、効率化が図られる。		企) 計画室 環) 自然環境課	1216C

<地方自治関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複 除く						
地方裁量 範囲の拡大	(212 土地利用規制 の決定に係る 国の協議・同意 の廃止)				④ 農振法 ・ 農振法の規定により、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定める場合には、農林水産大臣に協議し同意を得なければならない。	④ 農振法 ・ 農振法4条の協議廃止	④ 農振法 【メリット】 ・ 都市計画法など他の土地利用規制関係法令に基づく国との協議・同意がすべて廃止となった場合には、本道の実情に即した主体的な土地利用が可能となる。 ・ 北海道独自のビジョンに基づいて、地域の実情に応じた農業施策、農用地の確保・保全対策が可能となる。 【デメリット】 ・ 国による農業関係の補助事業には、農振地域や農用地区域をその対象としているものもあり、国の基本指針に基づいて策定される都道府県の基本方針に国が関与する仕組みを前提に予算措置されている。このため、国の関与を廃止した場合、既存の財源確保が可能かどうか懸念される。		農) 農地調整課	
					⑤ 森林法 ・ 知事は、森林地域を確定するなど森林に関する計画（地域森林計画）を策定又は変更する場合は、計画を公告縦覧し、その後、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞き、計画を策定する。その計画については、農林水産大臣の協議又は同意を得た後に、地域森林計画の決定がなされる。	⑤ 森林法 ・ 森林法の改正 ・ 地域森林計画の作成に要する費用は、都道府県の負担となっている	⑤ 森林法 【メリット】 ・ 地域森林計画を決定するにあたって、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞いた後、速やかに計画を決定する事ができ、時間及び事務の軽減が図られる。 【デメリット】 ・ 地域森林計画は、森林地域を確定するという土地利用規制のほかに、森林を整備する公共事業の流域別の基本計画の性格があり、これを国の計画と切り離すことは、調整に重大な支障を及ぼす危険性がある。		水) 森林計画課	
					⑥ 都市計画法 ・ 都道府県は、都市計画区域を指定しようとするとき、又は大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る都市計画、若しくは国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣に協議し同意を得なければならない。 ・ また、都道府県が都市計画区域の整備・開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、農林水産大臣と協議しなければならない。	⑥ 都市計画法 ・ 都市計画法の改正	⑥ 都市計画法 【メリット】 ・ 道における都市計画を、道がより主体的に行うことができるようになる。		建) 都市計画課	
(大分類：H 地域振興対策 — 中分類：地方自治の強化)										
基礎自治 体の強化	123 政令市等の法定要件緩和	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2	・ 地方自治法により、政令で指定する指定都市及び中核市は、それぞれ人口50万人以上の市及び30万人以上の市と規定（§252-19、§252-22）。指定都市については、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。 ・ 道内の状況は、現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 ・ 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	・ 地方自治法の改正等	【メリット】 ・ 事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 市民サービスの向上 地域特性を活かした施策の展開 市全体の活性化 【デメリット】 ・ 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 ・ 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。		企) 市町村課、地域主権局参事	1009H 1042H

<地方自治関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
基礎自治体の強化	225 政令市、中核市の要件緩和	政令市、中核市の要件を緩和し多くの市が移行できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法により、政令で指定する指定都市（§252-19）及び中核市（§252-22）は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 指定都市 人口50万以上の市を政令で指定（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている）。 ◇ 中核市 人口30万人以上の市を政令で指定。 道内の状況は、現在の人口では、指定要件を大きく緩和しなければ、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の改正等 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上 ・地域特性を生かした施策の展開 ・市全体の活性化 【デメリット】 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 ・財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。 		企）市町村課	1233H
役割分担の明確化	130 負担金制度の廃止	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政法により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体は法令に基づきその経費の一部を負担する（§17-2）こととされており、具体的な負担割合は、道路法・河川法など個別法令により規定されている。 北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の高上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 国の直轄事業は国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、道ではこれまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に関係法令を改正 直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 制度改正に向け、知事会と連携し国に働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 地方財政負担の軽減 ・補助事業及び地方単独事業の拡充 【デメリット】 地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念 		企）計画室 参事	3058H
	227 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路法・河川法・都市公園法・土地改良法により、道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担している。 北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の高上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。 特に、維持管理費は本来管理主体が負担すべきものであり、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは不合理であることから、速やかな廃止について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係法令における、維持管理費用に対する地方公共団体の負担に関する規定を削除する。 維持管理水準を低下させないためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 制度改正に向け、引き続き、知事会等と連携し、国に働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 地方財政負担の軽減 【デメリット】 地方負担金の減少相当分の維持管理水準の低下が懸念される 		企）計画室 参事	1217H
基礎自治体の強化	124 道から市町村への権限移譲	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担うことが望ましいと考えるものを掲げているが、関係法令において、国、都道府県、市町村の費用負担に関する規定が置かれていることなどから、移譲リストにおいては約500項目を法制度の改正等が必要な事務・権限としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担に関する規定が置かれているものなど、関係法令の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。 		企）地域主権局 参事	2017H
	226 道道の管理の特例	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路法§17②では、指定市以外の市について、道と協議し、同意を得ることにより、道道の管理を行うことができるが、町村は除外されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 町道と一体となった管理をすることができるものと思われる。 【デメリット】 道路の管理費用を町が負担する事となるため、それ相当の体制及び予算が必要になるものと思われる。 		建）道路課	3204H

継続審議案件資料

- 広域中核市制度の創設
- 政令市・中核市の指定要件の緩和

広域中核市制度の創設

【解決したい課題】

- 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。そのモデルとなる強力な基礎自治体の形成をうながしたい。
- 行政の機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因のひとつ。この機能を道内各地域に分散させ、地域発展の力を生み出したい。
- 現在の人口構成から見て、人口減少・高齢化はさらに進行。これに対処する地域づくりを地域の判断で速やかに行えるようにしたい。

【発想のポイント】

- 地方自治法にはすでに政令市、中核市、特例市があるが、これは、人口集積による行財政能力の向上や行政ニーズの多様化、高度化に着目した制度。
- 過疎地の多い北海道においては、中心都市だけに着目するのではなく、圏域をカバーした政策展開が効果的にできる基礎自治体づくりを構想することが有用。
- 今後の人口減少と高齢化を考えると、政策展開圏域としては二次医療圏の重要性が高まることから、これに着目した新制度を構想。

【具体的な提案内容】

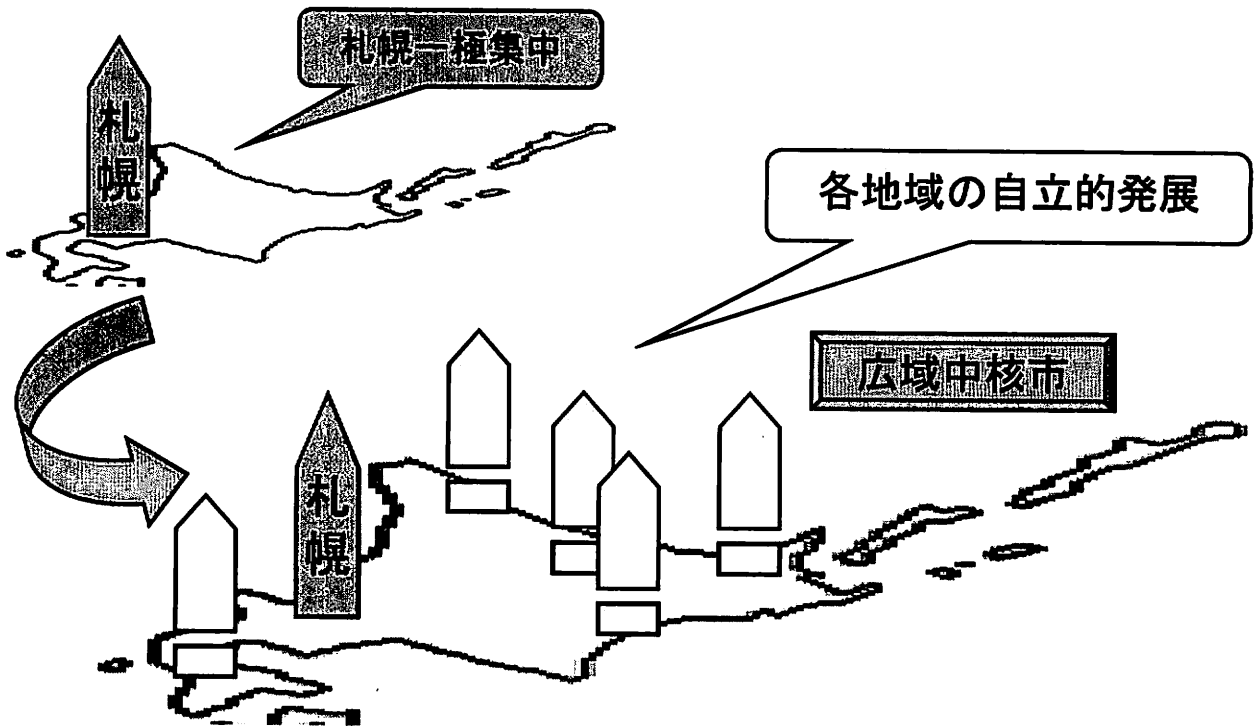
- 地方自治法に「広域中核市制度」を創設し、二次医療圏と区域が一致する市が誕生した場合に政令市の規定を準用して、道の権限を組織ごと大胆に移譲。
 - ・ 地方自治法に新たな条項(第252条の21の2以下)を設け、広域中核市を規定。
 - ・ 広域中核市には、政令市の規定(第252条の19)を準用し、権限を法定移譲して財源は交付税措置。(人口規模にかかわらず政令市の事務を担える財源を保障)
 - ・ 広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域(第二次保健医療福祉圏)と一致すること。要件の細目は北海道の条例で規定。
 - ・ 広域中核市には、当該市の条例により区を置くことができる。区の制度設計は、当該市が条例で定める。(現行の政令市にもない権限)

【期待される効果】

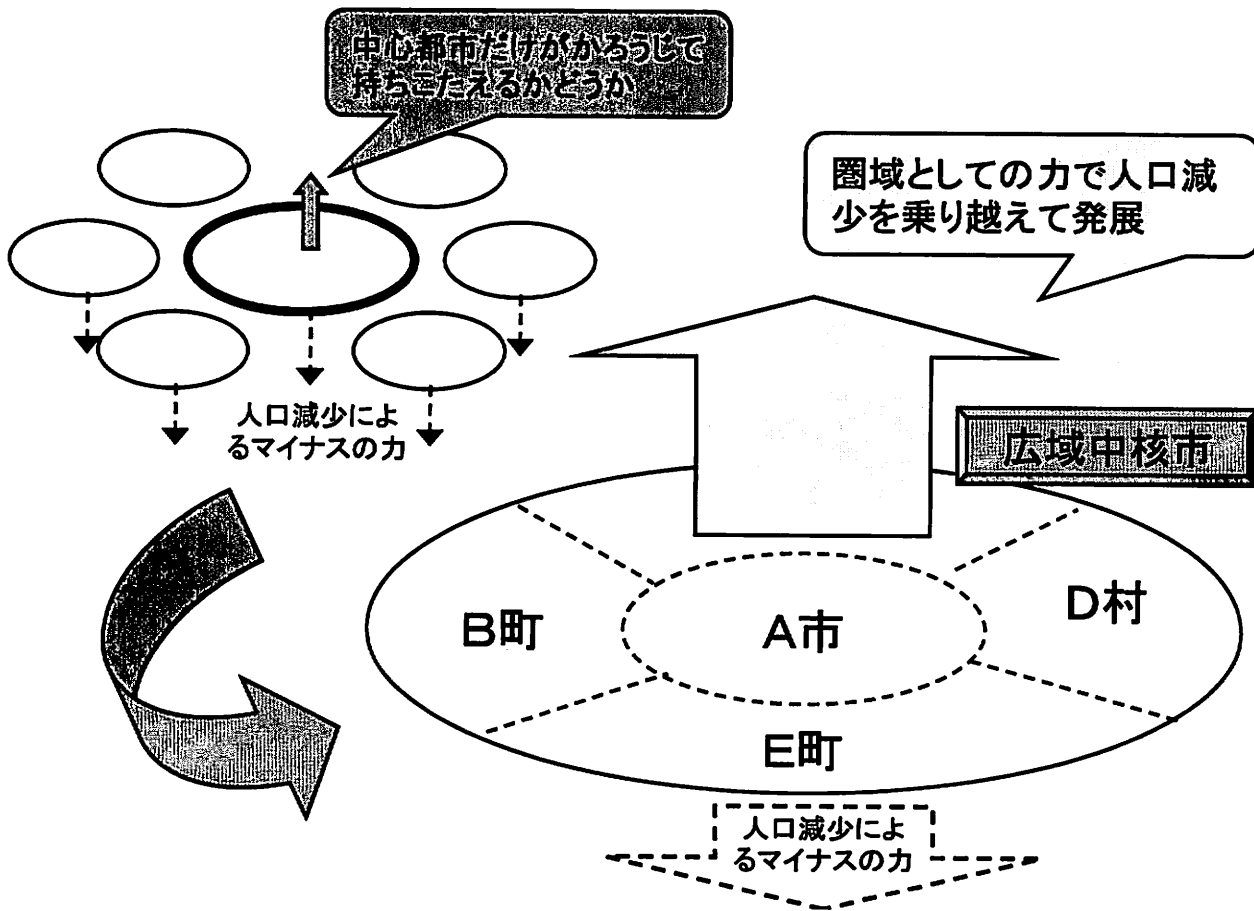
- 支庁機能(市町村補完機能)をも吸収し、それに見合った財源を措置された強力な基礎自治体が誕生。
- 広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開。(一例として、自治体病院の再編、商業機能の再配置、道道の管理など)
- 札幌一極集中に対抗し、自立的発展を目指す基盤が道内各地に整う。

広域中核市のイメージ(1)

全道的視野



圏域的視野



広域中核市のイメージ(2)

